



国民年金のお知らせ

▶お問い合わせ 市民課 ☎73-3005
普通年金事務所 ☎0877-62-1662

学生納付特例申請
学生で、本人の前年所得が一定額以下の場合に納付が猶予されます。
保険料免除を申請する人は、年金手帳および納付書、印鑑、離職票または雇用保険受給資格者証等を持って、市民課または各支所で手続きをしてください。
※免除を申請する人は、必ず確定申告をしてください。なお、確定申告をしていない人は、税務課または各支所で相

若年者納付猶予申請
30歳未満の人で、本人、配偶者の前年所得が一定額以下の場合に納付が猶予されます。



国民年金保険料の免除制度があります
国民年金保険料の納付が困難な場合には、本人の申請手続きにより、保険料が「免除」「一部納付（一部免除）」または「猶予」されます。

免除（全額免除・一部納付）申請

本人、世帯主、配偶者の前年所得が一定額以下の場合に、全額免除または一部納付となります。

ご存知ですか？ 国民年金の任意加入制度
老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

追納をおすすめします！
国民年金保険料の免除（全額免除・一部納付）・若年者納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間は、保険料を全額納めたときよりも老齢基礎年金の受け取り額が少なくなります。

そこで、これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であればさかのぼって納めること（追納）ができます。

ただし、免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納すると、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

追納を希望する人は、印鑑を持参のうえ、市民課または各支所でお申し込みください。

社会保険労務士による年金相談
日時 3月12日（水）
午前10時～午後3時
場所 三豊市役所西館
持参品 年金手帳、年金証書、振込通知書などのほか、相談者本人であることが確認できるもの
※代理人が来る場合は、委任状および依頼を受けた本人であることが確認できるものが必要
▼問い合わせ
街角の年金相談センター高松（オフィス）
☎087（811）6020



国民健康保険証の更新時期は3月末です

▶お問い合わせ 健康課 ☎73-3014

新しい保険証は3月下旬に簡易書留で各世帯へ送付されます

国民健康保険に加入している皆さんが、現在使用している国民健康保険被保険者証および退職被保険者証は、3月31日有効期限です。4月1日からは、新しい保険証でなければ診療が受けられません（保険証は、名刺サイズで1人に1枚交付されます）

学生用保険証「マル学」を使用している人には通知をしますので、健康課または各支所で更新手続きをしてください。更新には、学生証のコピー（または在学証明書）、印鑑を持参してください。新規の学生は4月1日以降に受け付けを始めます。

14日以内に異動の届け出を！

加入の届け出が遅れると、保険税は被保険者の資格を得た日までさかのぼって納めなければなりません。また、国民健康保険をやめる届け出が遅れると、保険税を二重に支払ってしまうこともあります。下記のような異動があったときは、必ず14日以内に届け出ましょう。

こんなときは14日以内に届け出を

春は就職、転職、転入、転出など異動の多い時期です。忘れずに手続きを行ってください。

こんなとき		必要なもの
国保に加入するとき	他市町村から転入したとき	印鑑、転出証明書（転入手続きをとってください）
	職場の健康保険をやめたとき ※（退職時・任意継続保険脱退時）	印鑑、職場の健康保険をやめた証明書
	子どもが生まれたとき	印鑑、母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	印鑑、保護廃止決定通知書
	外国籍の人が加入するとき	在留カードなど
国保をやめるとき	他市町村へ転出するとき	印鑑、国民健康保険被保険者証
	職場の健康保険に加入したとき	印鑑、国民健康保険被保険者証、加入した健康保険の保険証
	生活保護を受けるようになったとき	印鑑、国民健康保険被保険者証、保護開始決定通知書
	死亡したとき	印鑑、国民健康保険被保険者証、死亡を証明するもの
	外国籍の人が脱退するとき	国民健康保険被保険者証、在留カードなど
その他	退職者医療制度に該当したとき	印鑑、国民健康保険被保険者証、年金証書
	住所、氏名、世帯主が変わったとき	印鑑、国民健康保険被保険者証
	世帯を分けたとき/世帯を一緒にしたとき	印鑑、国民健康保険被保険者証
	国民健康保険被保険者証を紛失したとき	印鑑、本人が確認できるもの、(運転免許証など)
	就学のため別に住所を定めたとき	印鑑、国民健康保険被保険者証、在学証明書など

※ 職場の健康保険をやめたときの手続きの際には、60歳未満の人は年金手帳を、すでに年金を受給している人は年金証書をご用意ください